

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

緊急事態宣言、まん延防止措置の5月31日までの延長を踏まえたイベントの開催方針

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
1	プロトコル3 Jクラブの活動段階と、公式検査 V.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 (令和3年4月23日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年4月16日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について (令和3年4月1日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年3月19日付事務連絡) 緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年3月5日付事務連絡) 緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について (令和3年2月26日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	プロトコル3 Jクラブの活動段階と、公式検査 V.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 (令和3年5月7日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年4月23日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年4月1日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年3月5日付事務連絡) 緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について (令和3年2月26日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	- 令和3年5月7日付内閣官房コロナ室の事務連絡をふまえ改定 5月12日以降、緊急事態宣言対象区域は収容率50%、上限人数5,000人、21時までの営業時間とする変更を反映 - ただし、自治体によってより厳しい制限が要請される場合がある、と記され、大阪府は引き続き無観客での試合開催となる

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

感染状況に応じたイベント開催制限等について（4/25～5/11の取扱い）【別紙1】				感染状況に応じたイベント開催制限等について（5/12～の取扱い）			
	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態宣言対象地域	無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く。）			緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	21時
まん延防止等重点措置	大声なし※1 100%以内	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	都道府県の判断	まん延防止等重点措置	大声なし※1 100%以内	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人※1	都道府県の判断
その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし	その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人※1 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
 ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
 ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

注意：Jリーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為はJリーグ全体で禁止している。

1. 緊急事態宣言対象区域（特定都道府県ともいう。以下、緊急事態宣言対象区域に統一）におけるイベント制限のあり方（抜粋）

催物の開催制限
 特定都道府県
 催物の開催制限の目安等

- 社会生活の維持に必要なものを除き、原則として、法第24条第9項に基づき、無観客での開催を要請すること。
- 営業時間は無観客で開催される場合に限り、特段の制約を設けないものとする。
- 本目安は、感染拡大を速やかに抑える観点から、5月11日までの緊急事態宣言期間中、原則全ての催物・集会について適用すること。ただし、無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまう場合も想定されることから、このような事態と主催者が判断する場合には、例外的に、4月25日

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
 ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
 ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

注意：Jリーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為はJリーグ全体で禁止している。

1. 緊急事態宣言対象区域におけるイベント制限のあり方（抜粋）
 （特定都道府県ともいう。以下、Jリーグで用いる場合は緊急事態宣言対象区域に統一）

特定都道府県
 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（3）2）に基づき、5月12日からの催物開催の目安は5,000人を上限とすること。
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- 催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
- スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシー

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

から直ちに無観客化・延期等を実施しないこととして差し支えないこともあること。ただし、この場合、催物の主催者は、該当の特定都道府県及び国の双方に相談の上、進めることとする。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②		
<施設利用関係>（第24条第9項等）		
イベント関連施設等	緊急事態宣言での措置	
第4号の一部 劇場、観覧場、演芸場 など	無観客での開催・運営（ただし、社会生活の維持に必要なものを除く。） ※：無観客開催の場合は時間短縮の働きかけ不要	
第5号 集会場、公会堂 など		
第6号 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
第8号 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）		
第9号の一部 テーマパーク、遊園地	無観客での開催・運営（ただし、社会生活の維持に必要なものを除く。） ※1：上記に加え、飲食店と同様の働きかけを行うこと ※2：無観客開催の場合は時間短縮の働きかけ不要	
第9号の一部 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場 など		
第5号 葬祭場		

※飲食店と同様の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用自粛、20時までの営業時間短縮等
※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

2. まん延防止措置重点措置区域におけるイベント制限のあり方（抜粋）

- 5,000 人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和 2 年 11 月 12 日付け事務連絡 1. (1) ②のとおり取り扱うこと。

ーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。

- 地域の感染状況等を踏まえ、21 時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。
- 無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。
- 本事務連絡が発出された日から、最大 3 日間の周知期間終了時点までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、上記を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記を満たすこと。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

<施設利用関係>（第24条第9項等）

施設利用関係		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請又は働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

2. まん延防止措置重点措置区域におけるイベント制限のあり方（抜粋）

- 5,000 人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和 2 年 11 月

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

- ・ 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。
- ・ 本目安は、本事務連絡が発出された日から最大4日間の周知期間を経て、その翌日から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。
- ・ 周知期間終了時点までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）周知期間終了までに販売されるチケットは、各府県が適用している目安を超えない限りにおいてキャンセル不要と扱うこと。周知期間終了後は（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

3. その他の区域におけるイベント制限のあり方

令和3年4月26日付事務連絡より抜粋

その他の道県

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。

Ⅰ 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当年来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間で、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課することも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人以上）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	収容率
12月1日～ 当年来年2月末まで	イベントの類型
	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・ 飲食を伴うが発声がないもの（注2）
	大声での歓声・声援等が想定されるもの （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公衆競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）
	100%以内 （座がない場合は適切な間隔）
	50%（※）以内 （座がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については従行と同様とする。
注2：これまで、「イベント中の食事を行う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を行う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこととする。
（※）ただし、異なるグループ間では最低を1席置き、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

12日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。

- ・ 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。
- ・ 無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。
- ・ 本事務連絡が発出された日から、最大3日間の周知期間終了時点までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、各都道府県がそれぞれ適用していた目安を越えない限りにおいて、上記は適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、上記を満たさないチケットの新規販売を停止すること。周知期間後に販売開始されるものは、上記を満たすこと。

3. その他の区域におけるイベント制限のあり方（抜粋）

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。

Ⅰ 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当年来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間で、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課することも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人以上）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	収容率
12月1日～ 当年来年2月末まで	イベントの類型
	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・ 飲食を伴うが発声がないもの（注2）
	大声での歓声・声援等が想定されるもの （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公衆競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）
	100%以内 （座がない場合は適切な間隔）
	50%（※）以内 （座がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については従行と同様とする。
注2：これまで、「イベント中の食事を行う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を行う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこととする。
（※）ただし、異なるグループ間では最低を1席置き、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

27. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策 (1) 入場者数の制限、ピジター席の考え方 ① 緊急事態宣言対象区域で試合を行う場合、リモートマッチ（無観客試合）で開催する	4. <u>留意事項（抜粋）</u> <u>本目安については、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうること</u>に留意し、<u>各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。</u> 5. <u>施設の使用制限等</u> ・ <u>飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第45条第2項等）（Ⅰ）飲食店（第14号） 特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。</u> ・ <u>重点措置区域である都道府県は、（Ⅰ）飲食店（第14号） 宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請すること。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わないよう要請すること。</u> 27. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策 (1) 入場者数の制限、ピジター席の考え方 ① <u>緊急事態宣言対象区域とまん延防止等重点措置区域では、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限5,000人もしくは50%の少な</u>	
--	--	--

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

② まん延防止等重点措置区域では、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）の上限5,000 人もしくは50%の少ないほうを適用する ③ ①②の地域における5月12日以降の入場者数の制限に関する方針は別途決定し通知する ④ ①②を除く地域において、入場可能数は50%を上限として開催する ⑤ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない ⑥ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする ⑦ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること ⑧ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける ⑨ Jリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする	<u>いほうを適用する。ただし自治体により、より強い制限を要請されている場合は、自治体の要請に従うものとする。</u> ② <u>①を除く地域において、入場可能数は50%を上限として開催する</u> ③ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない ④ まん延防止等重点措置区域にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする ⑤ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること ⑥ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける ⑦ Jリーグは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国的に解除された際に、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する（2021年5月11日時点では未定） ⑧ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合	
---	--	--

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

	指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する（2021年4月27日時点では未定） ⑩ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段の方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること ※ 入場可能数：Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数 ※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。	は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること ※ 入場可能数：Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数 ※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。	
2	プロトコル7 制限付きの試合開催 XXIX. 制限の考え方 152.各プロトコルの運用（2021年4月27日時点） プロトコル7に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域でホームゲームを開催する場合は、プロトコル6（無観客での開催）を適用する。 最新の政府方針 （令和3年4月23日付事務連絡） 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について （令和3年4月16日付事務連絡） 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる	プロトコル7 制限付きの試合開催 XXIX. 制限の考え方 152.各プロトコルの運用（2021年5月11日時点） プロトコル7に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域で開催する際は、リモートマッチの場合はプロトコル6（無観客での開催）を適用し、有観客での開催時はチケットの Protokol、ファン・サポーターの Protokol のみ超厳戒体制を適用する（政府通達の内容はプロトコル3を参照のこと）。	● 政府方針の変更に基づく改定

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について

(令和3年4月1日付事務連絡)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(令和3年3月19日付事務連絡)：

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(令和3年3月5日付事務連絡)

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について

(令和3年2月26日付事務連絡)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケット プロトコル	キックオフ時刻	アルコール提供
1	緊急事態	リモートマッチ …(無観客での開催)	-	-	-	原則に準拠	-
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 設置なし	設置なし クラブ任意 (自治体と要協議) ※2	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 設置なし	まん延防止 クラブ任意 (自治体と要協議) ※2	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態 設置なし	まん延防止 クラブ任意 (自治体と要協議) ※2	厳戒態勢	-	可

※1 自治体から制限のより厳しい要請があった場合、協議のうえで、原則自治体の要請に従う

※2 「ステップ2」まん延防止措置区域に関わるビジター席の設置有無は、予めホーム・ビジター両方の自治体の見解を確認、または協議のうえで有無を定めることとする

※3 「ステップ3」経過措置区域でのビジター席は、主管クラブの判断で「設置なし」とすることを認める

※4 「ステップ4」のビジター席は、原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジター側の都合で設置不可の場合や、発売期間中に政府方針に変更がある場合、自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。

※5 自治体が発自で、緊急事態宣言やまん延防止措置に準じる対応を行った場合は、自治体ごとのイベント制限方針に従うものとする

※6 今後も政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針が変更する可能性がある。5月12日以降の政府の対応方針は未定

153. イベント制限の考え方と手続き

- (1) Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

[プロトコル 3](#) [27.参照](#)

- (2) 段階的な緩和の手続き

Jリーグの対応方針

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケット プロトコル	キックオフ時刻	食事提供	アルコール提供
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	すべて	設置なし	超厳戒体制 ※2	19時まで	20時まで	禁止 …(持ち込み含む)
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 設置なし	設置なし クラブ任意 (自治体と要協議) ※3	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	20時まで	19時まで
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 設置なし	まん延防止 クラブ任意 (自治体と要協議) ※3	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可	可 (自治体の 要請に準拠)
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態 設置なし	まん延防止 クラブ任意 (自治体と要協議) ※3	厳戒態勢	制限なし	可	可

※1 自治体から制限のより厳しい要請があった場合、協議のうえで、原則自治体の要請に従う

※2 緊急事態宣言区域での試合について、リモートマッチは「プロトコル6（無観客での開催）」を適用する。有観客で開催する場合は、チケット・ファンサポーターのプロトコルは「超厳戒体制」を、その他のプロトコルは「厳戒体制」を適用する。

※3 「ステップ2」まん延防止措置区域に関わるビジター席の設置有無は、予めホーム・ビジター両方の自治体の見解を確認、または協議のうえで有無を定めることとする

※4 「ステップ3」経過措置区域でのビジター席は、主管クラブの判断で「設置なし」とすることを認める

※5 「ステップ4」のビジター席は、原則3%以上設置する。ただし、緊急事態や重点措置等のビジター側の都合で設置不可の場合や、発売期間中に政府方針に変更がある場合、自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。

※6 自治体が発自で、緊急事態宣言やまん延防止措置に準じる対応を行った場合は、自治体ごとのイベント制限方針に従うものとする

※7 今後も政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針が変更する可能性がある。5月12日以降の政府の対応方針は未定

153. イベント制限の考え方と手続き

- (1) Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

[プロトコル 3](#) [27.参照](#)

- (2) 段階的な緩和の手続き

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

① ステップ1を「緊急事態区域」、ステップ2を「まん延防止区域」、ステップ3を「経過措置区域」、ステップ4を「その他の区域」とし、段階的にステップアップをする際、クラブはリーグへ所定のレポートを提出し、ガイドラインを遵守し感染対策のもとで安全に運営されることを示す ② ステップアップを希望する対象試合の直前のホームゲームを対象に、所定のレポートをリーグへ提出する (ア) 試合翌日の14時を提出期限とする。専用フォームを使用する。 (イ) レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則2営業日以内に当該クラブへ通知する。 (3) 営業時間、アルコール販売等 まん延防止区域や経過措置区域で試合を開催する場合、自治体が要請する営業時間や酒類提供時間を遵守する	① ステップ1を「緊急事態区域」、ステップ2を「まん延防止区域」、ステップ3を「経過措置区域」、ステップ4を「その他の区域」とし、段階的にステップアップをする際、クラブはリーグへ所定のレポートを提出し、ガイドラインを遵守し感染対策のもとで安全に運営されることを示す ② ステップアップを希望する対象試合の直前のホームゲームを対象に、所定のレポートをリーグへ提出する (ア) 試合翌日の14時を提出期限とする。専用フォームを使用する。 (イ) レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則2営業日以内に当該クラブへ通知する。 (3) 営業時間、アルコール販売等 ① <u>緊急事態宣言区域で開催する場合、キックオフ時刻は19時までとする。また食事の提供は20時まで、アルコールの持ち込み、提供は禁止とする（ただし、ノンアルコール飲料の提供は可とする。以下同じ）</u> ② <u>まん延防止等重点措置区域で開催する場合、食事の提供は20時まで、アルコールの提供は19時までとする。</u> ③ <u>①②を除く区域においても、自治体の要請に基づき営業時間や食事・アルコールの提供に関する具体的な制限が加わる場合は要請に従うこと</u>	
--	---	--

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年5月11日時点】

3	XXX. チケット팅 厳戒体制（緩和された制限） 2. 上限は入場可能数の 50%までとする。	XXX. チケット팅 厳戒体制（緩和された制限） 2. 上限は入場可能数の 50%までとする。<u>ただし、まん延防止措置等重点措置の区域で開催する場合は、上限を 5,000 人までとする</u>	● 政府方針の変更に伴う改定
4	XXXII. 会場運営 厳戒体制（緩和された制限） 6. 場内／場外売店／チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売は容認される。アルコール販売は容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域において、提供は 11 時から 19 時までとするに従い実施する - 提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。 - 提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。 (2) チケット販売所の設置は容認される (3) 販売員は、マスク・手袋を着用する	XXXII. 会場運営 厳戒体制（緩和された制限） 6. 場内／場外売店／チケット販売所 (1) <u>飲食・グッズの販売・当日券販売・アルコール販売は容認されるが、</u> 「153.イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する <u>提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。</u> <u>提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</u> (2) <u>チケット販売所の設置は容認される</u> (3) <u>販売員は、マスク・手袋を着用する</u>	● アルコールの提供に関する方針は 153 条へ集約
5	XXXIV. 来賓対応 厳戒体制（緩和された制限） 3. ケータリング ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する。（アルコールの提供も容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては提供は 11 時から 19 時までとする）。	XXXIV. 来賓対応 厳戒体制（緩和された制限） 3. ケータリング ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する。<u>その場合、</u>「153.イベント制限の考え方と手続き」<u>に従い実施する</u>	● アルコールの提供に関する方針は 153 条へ集約